



### 3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	大規模災害時における家具の転倒による人的被害は大きく、区民ニーズに適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	家具の転倒防止は自助を促進し災害対応力を強化する上で重要な役割を果たし、災害に強いまちをつくるという実施計画に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	一人暮らしの高齢者世帯等、自身での設置が困難な世帯もあり、自助を促進する上で区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	大地震発生時に、家具の転倒による人的被害が増大する可能性がある。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	区報やHP、パンフレット等で広く周知している。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	規定の申請書に加え、本人確認書類を合わせて提出してもらい、年齢等を確認した上で交付先を決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	設置に加え、設置にかかる費用を助成することで、家具転倒防止器具の設置促進をすることができる。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	本制度により、着実に家具転倒防止器具の設置世帯数は増えており、震災時の家具転倒による人的被害の減少が期待できる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	本補助金により、各家庭において固定の必要な家具を適切に固定することができており、災害対応力の強化に寄与している。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	震災時の人的被害を軽減でき、避難者数や救助に携わる人員を減少させることができる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

### 4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	69	26	40	100
決算(予算)額	486	217	299	938
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	242	108	149	468
その他	0	0	0	0
一般財源	244	109	150	470
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	災害時要援護者名簿登録者への個別訪問時に積極的な周知を行い、25年度に比べ交付件数が増加した。			

### 5 課題及び今後の方向性

東日本大震災以降、申請件数は減少傾向にあり、今後周知方法等について検討する。